

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	11
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務センター）	11
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）	12
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	12
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	13
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	13
○二級河川の指定の一部改正……………（河川課）	14
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	14
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）	14
道監査委員訓令	
○北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	15
道監査委員告示	
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程……………	15
○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	15
道監査委員公表	
○監査公表第5号……………	15

告 示	
北海道告示第297号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年4月6日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 落札に係る特定役務の名称及び数量	
(1) 北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式	
(2) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式	
(3) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式	

- (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式
- 2 落札を決定した日
平成22年3月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏 名 株式会社テービーケイ
イ 住 所 東京都豊島区南池袋2-27-16
- (2) 1の(2)から(4)まで
- ア 氏 名 株式会社サニー美装工業
イ 住 所 札幌市白石区菊水5条2丁目2-5
- 4 落札金額
- (1) 10,930,500円
(2) 2,625,000円
(3) 2,625,500円
(4) 2,677,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札の公告を行った日
平成22年1月29日付け北海道告示第64号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第298号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 北海道庁託送業務（各単位当たりの単価）
(2) 調達予定数量 メール便 208,119個
宅配便 56,072個
- 2 落札を決定した日
平成22年3月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 佐川急便株式会社

(2) 住 所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

4 落札金額

(1) メール便	北海道	300グラム以内	55円
(2) メール便	北海道	600グラム以内	55円
(3) メール便	北海道	1キログラム以内	55円
(4) メール便	東北・関東以西	300グラム以内	55円
(5) メール便	東北・関東以西	600グラム以内	55円
(6) メール便	東北・関東以西	1キログラム以内	55円
(7) 宅配便	北海道	2キログラム以内	200円
(8) 宅配便	北海道	5キログラム以内	200円
(9) 宅配便	北海道	10キログラム以内	200円
(10) 宅配便	北海道	20キログラム以内	300円
(11) 宅配便	北海道	30キログラム以内	500円
(12) 宅配便	東北	2キログラム以内	400円
(13) 宅配便	東北	5キログラム以内	450円
(14) 宅配便	東北	10キログラム以内	600円
(15) 宅配便	東北	20キログラム以内	800円
(16) 宅配便	東北	30キログラム以内	1,000円
(17) 宅配便	関東以西	2キログラム以内	400円
(18) 宅配便	関東以西	5キログラム以内	450円
(19) 宅配便	関東以西	10キログラム以内	600円
(20) 宅配便	関東以西	20キログラム以内	800円
(21) 宅配便	関東以西	30キログラム以内	1,000円
(22) 宅配便	東京23区急行	2キログラム以内	600円
(23) 宅配便	東京23区急行	5キログラム以内	600円
(24) 宅配便	東京23区急行	10キログラム以内	800円
(25) 宅配便	東京23区急行	20キログラム以内	1,000円
(26) 宅配便	東京23区急行	30キログラム以内	1,200円
(27) 宅配便	東京23区特急	2キログラム以内	600円
(28) 宅配便	東京23区特急	5キログラム以内	600円
(29) 宅配便	東京23区特急	10キログラム以内	800円
(30) 宅配便	東京23区特急	20キログラム以内	1,000円
(31) 宅配便	東京23区特急	30キログラム以内	1,200円
(32) 宅配便	東京23区超特急	2キログラム以内	1,500円
(33) 宅配便	東京23区超特急	5キログラム以内	1,500円

(34) 宅配便 東京23区超特急 10キログラム以内 1,500円

(35) 宅配便 東京23区超特急 20キログラム以内 1,500円

(36) 宅配便 東京23区超特急 30キログラム以内 1,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年1月29日付け北海道告示第66号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部行政改革局職員事務センター

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第299号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

音更地域の事項中「平成20年北海道告示第217号」を「平成22年北海道告示第302号」に改める。

2 昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

北広島地域の事項中「平成18年北海道告示第311号」を「平成22年北海道告示第302号」に、七飯地域の事項中「平成15年北海道告示第499号」を「平成22年北海道告示第302号」に、幕別地域の事項中「平成16年北海道告示第391号」を「平成22年北海道告示第302号」に改める。

3 昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

函館地域の事項中「平成21年北海道告示第238号」を「平成22年北海道告示第302号」に改める。

4 昭和48年北海道告示第3341号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

札幌地域の事項中「平成16年北海道告示第391号」を「平成22年北海道告示第302号」に改める。

北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 4 月 6 日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可年月日 土地改良区名 平成22. 3.25 知内土地改良区 同 22. 3.26 清水町土地改良区 北海道告示第301号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成22年 4 月 7 日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成22年 4 月 6 日 北海道知事 高 橋 はるみ 地区名 事業の種類 縦覧場所 北剣淵 経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（客土、暗きょ排水、区画整理） 北海道上川総合振興局 下 川 中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、農用地改良保全） 同 中浦幌 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良） 北海道十勝総合振興局 北海道告示第302号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成22年 4 月 6 日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 2 札幌圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域 札幌市手稲区山口及び手稲区曙11条2丁目の各一部、手稲区明日風5丁目及び6丁目、豊平区西岡5条15丁目、清田区真栄の一部、北区新川の一部 江別市上江別、上江別西町、東野幌及び野幌美幸町の各一部 北広島市輪厚の一部	イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域 江別市上江別及び西野幌の各一部 ウ 市街化区域への変更を保留した土地の区域 石狩市新港東4丁目地先（国有海浜地及び地先公有水面） （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 3 札幌圏都市計画用途地域に係る事項 (1) 都市計画の種類 用途地域 (2) 都市計画を定めた土地の区域 江別市上江別、上江別西町、東野幌、野幌美幸町及び西野幌の各一部 北広島市輪厚の一部 石狩市花川北2条3丁目及び花川北3条3丁目の各一部 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 4 札幌圏都市計画下水道に係る事項 (1) 都市計画の種類 下水道 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 名称 札幌石狩公共下水道 イ 位置 排水区域に編入した土地の区域 札幌市手稲区山口及び手稲区曙11条2丁目の各一部、豊平区西岡5条15丁目、清田区真栄の一部、北区新川の一部 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 5 札幌圏都市計画及び南幌都市計画下水道に係る事項 (1) 都市計画の種類 下水道 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 名称 江別南幌公共下水道 イ 位置 排水区域に編入した土地の区域 江別市上江別、上江別西町、東野幌、野幌美幸町及び西野幌の各一部 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 6 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 7 小樽都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域
---	--

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
なし

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし

ウ 市街化区域への変更を保留した土地の区域
なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

8 帯広圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
音更町新通18丁目の一部

幕別町札内桂町及び共栄町の各一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

9 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
函館市神山町、美原2丁目、赤川1丁目、石川町、桔梗町、昭和町及び亀田港町の
各一部

七飯町大中山4丁目の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

10 函館圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・22号 放射4号線	函館市千歳町	函館市東山町	函館市金堀町
同	3・4・308号 新駅駅前通	北斗市市渡	北斗市市渡	北斗市市渡

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第303号

平成10年北海道告示第576号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

安平川水系の項を削る。

北海道告示第304号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計トータルシステム業務処理委託 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成22年3月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

313,740,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道出納局総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第305号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社厚友会の事項中「(株)厚友会旭川市役所売店」を「(株)厚友会 同」

旭川市役所売店 上川合同庁舎売店」に改める。	
道 監 査 委 員 訓 令	
北海道監査委員訓令第1号 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成22年4月6日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「であって総括監査課長の指名するもの」を削る。 附 則 この訓令は、平成22年4月6日から施行する。	
道 監 査 委 員 告 示	
北海道監査委員告示第1号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年4月6日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部を改正する規程（平成10年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式末尾欄外注2の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。 附 則 この規程は、平成22年4月6日から施行する。	
北海道監査委員告示第2号 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年4月6日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。 別記第2号様式末尾欄外注4の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。 附 則 この規程は、平成22年4月6日から施行する。	
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成20年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成22年4月6日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博	

